

外部評価を導入した新たな行政評価の実施について

札幌市では、さまざまな視点で事業を検証し、執行過程における問題点を明らかにするとともに、改善に結び付けることを目的として、平成 11 年度から、事業評価制度を実施してきました。

しかし、これまでの仕組みでは、行政内部による自己評価にとどまるといった課題もあることから、平成 15 年 10 月に「市民参加型行政評価のあり方検討委員会」(千葉博正委員長ほか 5 人)を設置し、市民の視点が反映される評価制度のあり方について検討していただいたところです。

この委員会から平成 16 年 3 月にいただいた提言を踏まえて、今年度から、外部評価を導入した新たな行政評価を実施することといたしました。

1 行政評価とは

札幌市の行政評価制度は、行政が定期的かつ継続的に事業を点検し、その結果を改善に結び付けるための仕組みです。

毎年度、事業の実施後には、事業費や事業の進捗度など結果を明らかにするとともに、評価結果を市民に公表するものです。また、必要性や有効性など、さまざまな視点で事業を点検・評価し、問題点や課題を明らかにするほか、それらをもとに、改善に向けた方向性を検討する制度です。

2 平成 17 年度行政評価の概要

今年度を実施する新たな行政評価の概要は、以下のとおりです。

従来の事業評価制度との相違点としては、評価の対象を一部の事業から全事業に拡大し、さらに、施策の評価を導入すること、新たに外部評価を導入すること、行政内部で 2 次評価を実施すること、などが挙げられます。

(1) 評価対象

これまで政策的な事業に限っていた評価の対象を、経常的な事業も含めた全事業(約 1,400 事業)とします。事業担当部局は、すべての事業について評価を実施し、市民にもそれらの情報を提供し、透明性の高い行政運営を進めます。

また、事業を共通の目的や性質でまとめた「施策」の単位にも評価を取り入れ、施策の進捗状況を検証するとともに、施策から見た事業の有効性を評価します。(評価対象は約 170 施策)

(2) 外部評価の導入

行政評価は、行政が主体的に事業の点検・評価を行い、その結果を自らの仕事に生かしていく仕組みですが、今年度から、行政による評価を補完し、評価に客観性、多面性を持たせることを目的として、第三者機関による外部評価を取り入れます。

外部評価は、各局の施策・事業の中から第三者機関が重要と思われるものを選定して実施します。

(3) 行政内部による 2 次評価の実施

市全体の方針が迅速かつ的確に実現されるよう、外部評価も踏まえて、行政内部で 2 次評価を実施します。2 次評価は、外部評価の対象となった施策・事業のほか、市政推進室が必要と判断した施策・事業を対象として実施します。

(4) 評価結果の公表

評価結果は、まとめ次第公表を予定しています。
(10月末を目途に、ホームページでの公表を予定)

(5) スケジュール

- 5～6月 事業担当部局による自己評価
- 6～8月 行政評価委員会による外部評価
- 7～8月 行政内部による2次評価
- 10月 評価結果の公表

3 行政評価委員会について

第三者の外部評価機関として「行政評価委員会」を設置します。

(1) 行政評価委員会の役割

行政評価委員会には、行政が実施した施策・事業の評価を受けて、行政では気が付かない課題を出してもらったり、事業の必要性や効果に関する意見をいただいたり、さらには、事業の改善に関する提案や考えをいただくことを想定しています。

行政評価委員会からの指摘や意見は、行政が見直しや改善を検討する際の判断材料として活用していきます。

(2) 行政評価委員会の委員

行政評価委員会の委員は、さまざまな専門分野から指名により選考いたしました。任期は1年としていますが、再任は妨げず、適宜委員を改選していきます。

氏名	所属
佐藤 克廣	北海学園大学法学部政治学科 教授
井関 健	北海道大学院薬学研究科 教授
高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究科 助教授
浅野 一弘	札幌大学法学部 助教授
井上 宏子	花王販売株式会社北海道支社 商品教育センター部長
渡邊 達夫	渡邊達夫公認会計事務所 公認会計士
浅松 千寿	中村浅松法律事務所 弁護士
小林 環	手稲のまちのくらしサポートセンター事務局

(3) 第1回行政評価委員会の開催

第1回の委員会を次のとおり開催します。

- ・日時 平成17年5月30日(月) 18時30分～
- ・場所 市役所本庁舎12階5号会議室
- ・内容 委嘱状の交付、委員長・副委員長の選任、評価対象の決定、行政評価委員会の活動スケジュールの確認 など

問い合わせ先

総務局市政推進室推進課 担当：大平 211-2061